

第13期第5回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

1 開催日時

平成29年8月24日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟10階特9会議室

3 出席者（五十音順）

相本倫子 委員
江島玲子 委員
小林登 会長
佐々木久美子 委員
永井ケイ子 委員
村上英明 委員
森咲子 委員

4 審査事項

個人情報の収集の制限に関する規定の例外について

5 会議の内容

【小林会長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第13期第5回福岡県個人情報保護審議会を開催いたします。

議事に入る前に、事務局から定足数等の御報告をお願いいたします。

【事務局】

おはようございます。定足数について御報告申し上げます。

本日は、委員7名の方に御出席していただいております。櫻井先生と山元先生につきましては、事前に御欠席の御連絡を受けております。福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、会議は全て公開となっておりますが、傍聴者はおられません。

以上で事務局からの報告を終わります。

【小林会長】

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、前回も少し説明がありましたが、「個人情報の収集の制限に関する規定の例外について」です。

再度事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の嶋添です。よろしくをお願いいたします。

個人情報の収集の制限に関する規定の例外について御説明いたします。

本日は、来月以降、実施機関からの諮問が予定されている案件について、審議会における円滑、効率的な審議に資するため、改正された条例の内容について説明し、それに伴う個人情報の収集の制限の例外に関する今後の審議の進め方等について、あらかじめ説明いたします。

それでは、本日の配付資料に沿って説明をさせていただきます。配付資料の1ページを御覧ください。

福岡県個人情報保護条例の改正についてです。個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の一部改正を踏まえまして、6月定例議会において福岡県個人情報保護条例を一部改正し、6月30日に公布、施行いたしました。ただし、条例第3条第3項の個人情報の収集の制限に関する規定につきましては、平成30年1月1日施行となっております。

条例の改正内容は大きく三点です。

一点目は、個人識別符号の追加による個人情報の定義の見直しです。

二点目は、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定の一部削除です。これは個人情報保護法の改正によって全ての事業者に個人情報保護法の規定が適用され、個人情報保護委員会の監督を受けることになったことから、事業者が取り扱う個人情報の保護についての規定の一部を削除したものです。

三点目は、個人情報の収集の制限に係る規定の見直しです。「条例新旧対照表」のインデックスを付けております福岡県個人情報保護条例（第3条第3項）の新旧対照表を御覧ください。

条例第3条第3項の部分のみ抜粋して記載しております。表の左側——改正前を御覧ください。収集を制限する個人情報（いわゆる機微情報）として、第1号、思想、信条及び宗教、第2号、人種及び民族、第3号、犯罪歴、第4号、社会的差別の原因となる社会的身分の4項目に加えまして、表の右側——改正後の下線部分になりますが、第5号、犯罪により害を被った事実、第6号、病歴、第7号イ、本人を被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと、第7号ロ、本人を非行少年として、少年保護事件に関する手続が行われたこと、第7号ハ、心身の機能の障がいがあること、第7号ニ、医師等により行われた健康診断その他の検査の結果、第7号ホ、医師等により心身の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、以上、第5号から第7号ホまでの7項目を追加し、全部で11項目が原則収集禁止の個人情報となりました。

資料の1ページ目にお戻りください。

三つ目の丸、収集制限の例外についてです。思想、信条及び宗教等の機微情報は、憲法上基本的人権として保障されている内心の自由にかかわる情報、または社会的な差別を助長させるおそれのある情報であることから原則収集禁止としているものですが、知事、教育委員会等の実施機関が行う事務は多様であり、機微情報についても、法令により収集することが定められている場合や事務の執行上収集する必要がある場合があります。

このため、枠囲みにありますように、条例第3条第3項ただし書において、①法令（条例を含む。）に基づいて収集するとき、②福岡県個人情報保護審議会の意見を聴い

た上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めたとき、または条例第11条第1項において、③犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、個人情報を収集するときは、例外として収集することができることとしています。

②の福岡県個人情報保護審議会の意見を聴くことというのは、知事や教育委員会等の実施機関が機微情報の収集の可否を審議会に対して諮問し、審議会から答申を得ることです。平成30年1月1日の改正条例の施行に向けて、今後実施機関から諮問が予定されていますので、審議会における円滑、効率的な審議のため、審議の進め方等についてあらかじめ整理をする必要があると考えます。

資料の2ページを御覧ください。「2 機微情報の収集の状況について」です。

機微情報を収集する事務がどれだけあるのかということですが、議会、公安委員会、警察本部長を除く、知事や教育委員会等の実施機関の全所属に対し、6月に機微情報の収集状況について調査を行いました。数字については現在も精査中ですが、107所属で機微情報を収集している事務は461ありました。このうち法令に根拠があるのは272、法令に根拠がない事務は189となっており、この189の事務について、今後も機微情報を収集するためには、審議会へ諮問を行い、答申を得ることが必要となります。

「3 審議の進め方」を御覧ください。

諮問・答申の形式ですが、本県では、これまでも共通事務と単独事務の2種類の区分で諮問・答申を行ってきています。

机の上に置いてあります緑色のファイル「個人情報保護事務の手引」の、黄色の付箋を貼った132ページを御覧ください。

平成4年に出されました、思想・信条等の収集の制限に関する規定の例外事項に関する現行の知事部局分の答申になります。

県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で、相談者等が提供する思想、信条、宗教等に関する個人情報を収集する事務をはじめとして七つが共通事務として答申を得ています。

134ページの(2)単独事務につきましては、番号の8から14までの七つが単独事務として答申を得ています。

資料の2ページ「3 審議の進め方」にお戻りください。

この共通事務と単独事務ですけれども、共通事務とは、各実施機関における複数の所属で共通に行われている事務、または同一の所属で行われている複数の事務を類型化したものになります。機微情報を収集するため、類型化された事務ごとに諮問・答申の手続を行い、共通事務に該当すれば、個別の事務ごとに諮問する必要はありません。

これに対しまして、単独事務は、共通事務に該当しない事務になります。機微情報を収集するためには、それぞれの事務ごとに諮問・答申の手続が必要となります。

実施機関は諮問に当たって、共通事務、単独事務のいずれかを選択することになりますが、次のような、「A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合」、「B 新たな『共通事務』を設ける場合」、「C 新たな『単独事務』を設ける場合」の三つの分類が考えられ、審議会の答申がこれに対応するものと考えられます。

それでは、A、B、Cそれぞれについて御説明いたします。

「A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合」です。

右上に「別紙1」と書かれたA3の資料を御覧ください。併せまして、「機微情報」というインデックスを貼った「収集を制限する個人情報（機微情報）」を横に置いて御覧ください。

一つ例にとって御説明いたします。表の左側、番号1の相談等関係事務を御覧ください。県民等から相談される中で、相談者が述べられる個人情報については、現在、①思想、信条及び宗教、②人種及び民族、③社会的差別の原因となる社会的身分、④犯罪歴の4項目の収集が認められていますが、条例改正により、⑤犯罪により害を被った事実から⑩医師等により心身の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたことまでの7項目が追加され、①から⑩までの11項目全てについて収集を認めるよう諮問があることが想定されます。このような場合は、先ほど御説明しました現行の共通事務の答申に⑤から⑩までの機微情報の追加を認めることで対応します。

次に、「B 新たな『共通事務』を設ける場合」です。

右上に「別紙2」と書かれた資料を御覧ください。

追加された⑤から⑩までの7項目の機微情報を収集する事務のうち、先ほどの「A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合」では対応できないため、新たに共通事務として諮問・答申が必要となるものです。

例を説明いたします。表の左側、番号7を御覧ください。職員の人事管理関係事務です。これは職員の懲戒処分を行う際に、職員から、①思想、信条及び宗教や④犯罪歴、⑦刑事事件に関する手続が行われたことなどが述べられることがあるというものです。また、職員の人事配置を適切に行うために、⑥病歴や⑨心身の障がい等について収集をする必要があるものになります。

ここで、①思想、信条及び宗教から④犯罪歴までについては、これまでも収集制限の機微情報でありましたので、「新たな『共通事務』を設ける場合」には出てこないのではないかと思います。今回の条例改正を契機に、この事務ではこの機微情報を収集するという事を明確にするため、審議会に諮問することとしたものです。

今御説明した別紙1と別紙2につきましては、複数の事務を類型化していますので、実際の諮問の際には、具体の事務が分かるような資料を準備し、①から⑩までの機微情報を収集する必要性について御説明をしたいと考えています。

最後に、「C 新たな『単独事務』を設ける場合」です。右上に「別紙3」と書かれた資料を御覧ください。

これは、AやBのように複数の事務を類型化することができない事務になります。このような場合に、新たな単独事務として諮問・答申が必要となるものです。

表の一番上、番号22の一つだけ内容を記載しています。まごころ駐車場利用証発行事務になりまして、障がい福祉課が行っている事務になります。これは障がい者、妊婦等が、公共施設や店舗の障がい者等用の駐車場を利用するときに、安全に安心して利用できるような支援する制度で、駐車場の利用証を発行するものです。その対象要件に該当するかを判断するため、⑥病歴、⑨障がい者手帳等、⑩医師の診断書を収集する必要があります。

単独事務については、以下それぞれの事務について同様に記載します。

この別紙1から別紙3までは、先ほど説明しました機微情報の収集について法令に根拠がない189の事務を基に、既存の答申を含めた内容を改めて整理したもので、諮問の素案となります。各実施機関は、それぞれに該当する事項について諮問する予定です。資料の3ページを御覧ください。

「(2) 検討の視点」です。

先ほど別紙1から別紙3まででお示ししました素案につきまして、実施機関からの諮問が予定されていますが、機微情報を収集する必要性は合理的なもの認められるか、共通事務について、あまりに広範で一般的な類型のものはないか、逆に、具体的過ぎて単独事務との区別がつかないものになっていないか、過去の諮問、答申との整合性は図られているかといった視点から検討していただくことが必要と考えられます。

最後に、今後のスケジュールですが、実施機関から諮問がなされる予定ですので、来月9月の審議会において審議を行い、10月に諮問に対する答申案を検討していただくことを予定しています。その後、答申案について2週間程度、県民からの意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。そして、パブリックコメントで出された意見も考慮して、11月又は12月に実施機関への答申をいただき、平成30年1月1日改正条例の施行と考えています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。大体今の御説明で御理解いただけたかと思えますけれども、要は個人情報保護法の改正に伴い条例も改正ということになりまして、そして、第3条の、いわゆる機微情報は収集してはいけないという収集制限の規定も改正されまして、収集してはいけない事項が追加されることになったということです。

そこで、改めて実施機関を見てみますと、現在の時点で追加されたものについても収集していると。それは事務の執行上必要ということでしょうから、それについて例外的に収集できるようにするためには、法令に根拠があるか、あるいは個人情報保護審議会の意見を聴いた上でなお必要と認められるか、この二つのどちらかに当たらないといけないということです。法令に根拠がないものについては、次回審議会に諮問があるので、それに対して答申しなければいけないということです。

それで、諮問されるものを見ると、189事務ということで、これを一つ一つ全部個別に諮問すると多分大変なことになるので、そうではなくて、各実施機関で共通するものについては類型化して、共通事務という形でまとめて、そして、それについてどうでしょうかという諮問してもらって答申する。そうではない個別の事務については単独事務という形で諮問してもらって答申するということを考えているという御説明でした。だから、次回から諮問があって答申をしていくことになるということです。

おおよそ、そのようなことかと思いますが、今の説明の中で何か疑問点とか、あるいは御意見とかございませんでしょうか。

【相本委員】

「資料(8月)」の2ページ目ですけれども、諮問・答申に当たっての分類でAとBがありますよね。既存の共通事務の対象事項を追加する場合と新たな「共通事務」を設

ける場合の違いが、いま一つ分かりにくいのですけれども。

【小林会長】

多分、別紙1、別紙2を見ていただければお分かりかと思うのですけれども、別紙1も別紙2もどちらも共通事務ですが、別紙1の方はもう既に答申しているものです。その中で収集する個人情報というのが今までは四つだけだったわけですね。それをさらに増やして、⑤から⑪までを付けるということです。要するに、対象となる収集する機微情報を増やしますというだけの話です。

【相本委員】

新たに七つを加えるということですよ。

【小林会長】

はい。そして一方の別紙2の方は、共通事務としてまだこのようなものもありますので、これも認めてもらえませんかという……ちょっと説明が悪いですかね。事務局から、御説明よろしいですか。

【事務局】

会長がおっしゃったとおりの説明だと思うのですけれども、⑤から⑪までの新しく収集制限のかかる個人情報について、今まで集めていた事務もあったのですけれども、条例の改正によって新たに収集制限がかかるということです。

【小林会長】

別紙1の方は既に諮問されて答申しているものですね、事務としては。

【村上委員】

項目として。

【小林会長】

事務の項目としては。一方で、別紙2の方は、事務の項目としてはまだ諮問も答申もされていない。別紙1は既に事務の項目としては諮問・答申されているわけですが、その諮問・答申されたときは、収集制限の対象となる機微情報は①から④までだけだったのですが、さらに⑤から⑪までも追加しますということで、そこが違うということです。

【事務局】

AとBと同じ共通事務なので、この際、全部白紙に戻して新たな類型を作るということも一つの手でしょうけれども、既にAについては相談業務とか作文を募集する事務とか、そのような類型ができていまして、現在も行政運営上、該当する類型がございますので、既にある類型については収集する個人情報を追加すると。今の時点で類型にないものについては新しく類型を作るという整理をしたわけがございます。

【相本委員】

新たな共通事務ということですが、生活保護事務なんて昔からあるものですよね。そのようなもので、実際に①、③、④とか入っているものがあるのに、これが今まで類型化されていなくて、今回新たに諮問されるような話になるのですか。

【事務局】

これにつきましては、緑色のファイルの手引の134ページを御覧ください。こちらは現在答申をいただいている単独事務ですが、10番の生活保護事務というのは、これまでは単独事務として上がっていたものになります。同じように陳情等関係事務につき

まして、もともと単独事務で上がっていたものです。生活保護事務といいまして、生活保護に関係する事務というのはいろいろあるので、それは一つの生活保護事務だけではなくて、生活保護に関する支給の事務だったり認定の事務だったり、いろいろあるものを一つにまとめました。一つの所属で行われる複数の事務をまとめたものとして、新たな共通事務の中に組み直したということになります。

【小林会長】

よろしいですか。

【相本委員】

では、Aの既存の事務に対象項目を追加するものについて何らかの諮問があった場合は、この項目を追加しますというものの適否を考えれば良いということですよ。

Bに関しては、そもそもこの共通事務を設けるべきかどうかというところから、こちらで考えないといけないと。

【小林会長】

そのように私も理解しているのですけれども、そのような考えでよろしいですかね。

【事務局】

ただ、この資料は素案ですが、この項目は、調査で出てきた189の事務をいろいろな考え方でグルーピングをしたものになります。いろいろな考え方はあるのですが、実施機関としてはこのような形で類型化しているということです。

実際の諮問の際は、この右側に個別の事業名、所属名を挙げて、それぞれどのような項目の個人情報か挙げて、全て説明するわけにもいきませんので幾つかピックアップして、この事務については例えば①、⑤が必要というような説明させていただいて、それをまとめたら、このような答申、事務の類型になりますというように、幾つかピックアップして説明していこうかなと考えています。その上で、先生方に審議をしていただくということです。

このような類型が適当という決まりがないものですから、個別の事業を見ていただいて、その類型化が妥当かどうかと。だから、極論を言えば、例えば福祉行政に関する事務という類型化は妥当かどうかということですね。これでは必要性も何も判断できないからですね。かといって、一つ一つ細かい事務について審査すると大変なことになりますし、当然必要性というのは重複しますから。その兼ね合いが非常に難しいと。

【相本委員】

新たな単独事務というのは、今回精査する中で新たに出てきたということになるのですか。

【事務局】

そうですね。最初はA——既存の共通事務に入らないかどうかを考えて、そこから漏れたもので、ほかの事務も見比べながら、共通項がないかどうかを調べて、それでもなお当てはまらない事務というところがございます。

例えば個別の事業で、各所属が単独で行う事務というのは、Bには入れられないと。

【相本委員】

それこそ、この例にある36番の講師のあっせんとか、37番の信用保証協会の役員任命とかは、①が入っていたり④が入っていたりするから、昔からありそうな感じがし

ますけどね。

【事務局】

そうですね、これは……。

【相本委員】

新たな単独事務というのは、今回の条例の改正に伴って、これも引っかけりそうだというものについて、実施機関とか現場から上がってきたものが、多分これくらい出てくるのではないかということですか。

【事務局】

そうですね。だから今相本委員がおっしゃられましたように、本来は①というのは出てこないように思えるのですが、そこは、今まではそれぞれの所属で法令に基づくものと整理してきた。法令に基づくものというのは、明確に法律や条例に、例えば思想、信条は収集することができるとか規定されていたということではなくて、県の解釈では、従来から規定の目的とか趣旨から考えると、収集することが予定されているから、その個人情報収集しないと目的が達成できない場合も、法令に事務の根拠があって、法令に基づくものということで整理をしてきましたもので、それぞれの所属でそのような解釈をして収集してきたということです。

例えば、講師団講師のあっせん事業というのは、福祉労働部の人権・同和対策局というところで、人権保障や同和対策の普及啓発をしているのですが、その中で、講師団講師登録をしてもらいます。その講師の先生方が登録をするときに、自分の思想、信条やいろいろな考え方を説明されますので、このように①から⑩まで入っているということです。

【村上委員】

よく分かりました。私も相本委員と同じ質問をしようと思いました。例えば、別紙2の新たな共通事務の7番、職員の任免というもので①と④が入っていますよね。なぜかなと思っていたのだけれども、多分地公法上の根拠に基づいて今まで収集していたのだろうという推測をしておりますが、そういう話ですよ。それにほかの情報も入ってくると。

【事務局】

収集制限の話ではありませんが、前回、子育て支援課の潜在保育士登録情報の目的外提供について御答申いただきました。あれは個別の事務ですね。あのよう個別の案件はその都度上がってくるのですけれども、今回は条例改正ということがありましたから、条例改正を契機に、共通事務と単独事務について調査をして、整理をして、諮問して、御審議いただくということなので、まとめて出てきていますけれども、その後も単独事務は個別に諮問されるということです。

【村上委員】

一つ質問してもいいですか。一つのポイントは、共通事務なのか単独事務なのか、その分け方でしょうけれども、一応共通事務は複数の所属で共通する事務ないしは同じ所属であっても複数の事務を扱う場合ということですよ。それがそれぞれについて分かるような諮問になりますか。

例えば今の職員の任免、人事管理という事務は、考えたら人事課だけの事務のような

気がしますけれども、人事課の中で幾つかそのような情報を扱うけれど違う仕事があるという話でしょうか。

だから、それが分かれば共通事務でいいでしょうねという話になるのでしょうかけれども。ほかの所属でも使うのだったら、これは明らかに共通事務で構わないのですが。

【事務局】

実際に諮問されたときの審議会では、説明資料として、例えばBの人事管理関係事務では、個人情報収集の必要性の横に欄を作り、主な事業名と所属名を書いて、その横に収集する個人情報を①、⑤、⑩と、別のある事業については⑦、⑧、⑨と、そのような形の欄を設けたら、複数の所属なのか単独の所属なのかとかいうのが分かるのではないかなと思います。

ただ、実施機関がまたがる場合もありますし、実施機関の中で複数の所属がある場合もありますし、いろいろなバージョンがあると思うので、そこは分かるような形でお示ししたいと思います。

【江島委員】

例えば一つの実施機関の中で複数の係があって、そこで共通事務としてやるというときに、生活保護事務が先ほど出ましたが、生活保護事務では①から⑩までのうち、②、⑤がないというような形で提示されています。これはどの係でも、この全部について収集をするということですか。それとも、係によっては書いてある番号の中でピックアップして収集するというような解釈ですか。

【事務局】

係というよりも、事務ごとに、例えば、生活保護の申請を承認する事務であるとか、事故の報告を受けたときの事務であるとか、それぞれの事務が個人情報取扱事務として登録をされているので、その事務ごとに取り扱うということです。

【江島委員】

収集する情報はそれぞれ違うということですね。

【事務局】

はい、それぞれの事務で違うからですね。ただ、同じ事務であったら同じですけども。

【江島委員】

それともう1点よろしいですか。個人情報を収集するときに、本人から収集するものと、個人情報を保持している機関から収集するもの、例えば犯罪歴は、警察から収集するというような形になるかと思うのですが、個人から収集するものと情報を持っている機関から収集するものの両方とも含めた収集ということですか。

【事務局】

本人から収集するという原則があり、それとは別の規定として機微情報というのがございますので、また別の話になるのです。だから、どちらともあると。

【江島委員】

両方ともということですね。

【事務局】

はい。ただ、警察関係については、先ほども申しあげましたように、公共の秩序、安

全を目的とするものについては適用除外になっているからですね。犯罪とか捜査とかそのようなものは適用がない場面が多いのではないかと思います。

ただ、警察案件についても、犯罪の捜査とかそういうことではなくて、人事とかそういう話もありますので、別個同じような諮問が出てくるのではないかと思います。

【小林会長】

条例としても、特に誰からという限定はなく、「実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集をしてはならない。」となっているものですから、それは個人からであろうとどこか収集しているところからであろうと同じということになると思います。

ほかに何か御質問、御意見はございませんか。

【森委員】

この変更点はもう大勢は決まったもので、これを変えるとか変えないとかではないということですよ。少しだけ感じたのが、改正後の条例第3条第3項第7号ハに、身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他身体の機能の障がいがあることとあるのですけれども、栄典事務とかは確かに思想、信条や精神障がいの状況を収集する必要があるとは思われるのですが、そこに身体障がいも入るのか微妙だなと思ひまして。身体障がいと精神障がいと一緒にしているのが、一緒くたにしていいものなのかなというのですね。

【事務局】

身体障がいと精神障がいを一緒にしているのがどうなのかということですね。

【森委員】

はい。

【事務局】

まず、この栄典事務に心身の障がいを入れているのは、障がいがある方の表彰の制度と申しますか、そのような栄典事務がありますので、その関係で⑨が追加になるのです。

【森委員】

精神的なものが栄典には関係するというのは分かるのですけれども、身体的なものは特に栄典には必要がないのではないですか。

【事務局】

今、具体的な表彰名を資料として持っていないのですけれども、身体の障がいがある方が対象となる表彰の事務というものがありますので、それでここに入ってきます。

【小林会長】

授与されないとかいうことではなくて、むしろ障がいがあるからこそということですね。

【森委員】

逆に障がいがあるからこそということですね。

【小林会長】

だから、障がいがあるかどうかという情報を収集しないといけないから、ここは例外の対象になるようにしようということです。

【事務局】

条文上は、「福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事

務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき」は収集できることとされていますので、ここでは身体障がいとか知的障がいとか一緒にして、それで分類を分けていますけれども、答申の中にこの必要性を書き入れて、これが精神障がいに該当するような場合であれば収集できると。同じ規定だから身体障がいの情報も収集できるとはならないと思います。一つの項目として挙げていますけれども、必要性がないとだめだからですね。

【森委員】

なるほどですね。

【事務局】

これは国の法律になったものですから。

【森委員】

そうですね。もう決まったものでしょうから分けることはできないと思うのですが、本来全く違うものなのに、一緒くたになっているのがちょっと。例えば何か犯罪が起こるとか、精神的なものが備わっているのかというところで、そこはやっぱり知らないといけない部分もあったりすると思うのですが、それに身体の障がいは全く関係なかったりとか、身体的な障がいと精神的なものというのは、本当は全く別物なのに、障がいということにくらわれているこの書き方がちょっと気になりました。でも、それは国の考えもあってことなので、しょうがないというのは分かっています。

それでは、実際に収集する場合は、必要なものだけを収集するということですね。

【事務局】

必要なものだけを収集するようにしますし、今回の答申の書き方も、これはまた今後考えて、先生方にお示ししなくてはいけないと思いますけれども、実施機関で厳格に必要性を捉えて厳格に解釈する、当てはめるよう答申する方法はあるのかなと。

だから、ここに障がいと書いてあるから何でもいような感じではなくて、きちんと必要性から考えると精神障がいに関する情報は収集できるけれども、身体障がいに関する個人情報収集できないですよというような明確な捉え方をするよう答申するという方法はあると思います。

【森委員】

ありがとうございます。

【小林会長】

よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。大体よろしいでしょうか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

それでは、次回の審議会で実施機関からこの案件についての諮問がされるということなので、皆様どうぞよろしく願いいたします。かなりの量になるのではないかなと思うのですが、それが1回でできてしまえるものなのでしょうか。

【事務局】

資料は、実施機関が今調整中なので、共通にできるものは共通にするし、該当しないものは該当しないということで、この別紙1、2、3を基礎に資料を作って、効率的に

審議していただくように頑張ります。

【小林会長】

よろしく願いいたします。

それでは、「その他」について、何か事務局からございますか。

【事務局】

まず、お手元に前回の会議録の案を配付しております。修正等がございましたら、事務局まで御連絡くださいますようお願いいたします。

次に、次回の審議会の日程でございます。本日説明いたしました個人情報の収集制限の例外に係る諮問が来月なされる予定でございますので、全体会の開催を9月21日木曜日10時から、この特9会議室で予定しておりますので、よろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは、これで全ての議題について終了いたしましたので、本日の審議会の全体会は終了させていただきます。

この後、引き続き第一部会（審査請求部会）を開催いたしますので、第一部会の委員の先生方はそのままお残りください。第二部会の委員の先生方はこれでおしまいですので、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。